

神戸市社会人サッカー リーグ戦要綱

1	主管	神戸市サッカー協会
2	ブロック数	1部(変則2ブロック)・2部(3ブロック)・3部(6ブロック)・4部(3ブロック)で構成し、リーグ戦を行う。
3	試合時間	1部80分,2部70分,3・4部60分ゲームとし、同点の場合延長は行わない。 また、ハーフタイムは5分以内とし、試合と試合の間は15分間の間隔をあける。
4	競技規則	日本サッカー協会競技規則による。
5	チーム資格	(1)神戸市内に所在地を有し、日本サッカー協会1種に登録または、準登録し社会人連盟に加盟しているチームで、神戸市サッカー協会社会人委員会の認めたチームに限る。 (2)チームは、リーグ戦およびその他の大会への参加のために以下の手続きを指定された期日までに行なわねばならない。 神戸市サッカー協会指定の次年度登録申請書の提出 日本サッカー協会で定められたWEBによるチーム登録(選手登録含む) 登録費用の振込み(選手登録費用含む) 上記事項の一つでも不足の場合は、登録を認めない。 (3)やむを得ず不測の事態により、上記(2)項への対応が遅れた場合は、内容を確認の上、神戸市サッカー協会社会人委員会で協議し、参加の是非を決定する。
6	選手資格	(1)当該年度当該チームに登録された選手で他のチームと重複していない者に限る。違反のあったチームの当該試合は棄権扱いとし、以後の処置は神戸市サッカー協会決定する。後日違反の発見された場合も同様とする。 (2)チームは、登録する選手を日本サッカー協会指定のWEBで登録しなければならない。 (3)試合に出場する選手は、上記登録後に日本サッカー協会から発行される選手証により、確認を受けなければならない。 (4)選手証には顔写真と神戸市サッカー協会社会人委員会が指定するカバーシールを貼り付けること。一旦剥がしたカバーシールの再利用は認めない。ただし、不測の事態によりカバーシール貼り直しの必要が生じた場合は、当該シール持参の上、神戸市サッカー協会社会人委員会に申し出ること。なお、年度初めの一定期間においては、神戸市サッカー協会社会人委員会指定の選手台帳によってその出場を認めるものとする。
7	追加登録及び移籍	事前に日本サッカー協会指定のWEBで登録を行い、受付整理番号、登録料と共に運営会議の席上にて申請すること。各申請手続きの詳細は、別紙を参照すること。
8	メンバー表提出	試合開始15分前までにグラウンドスタッフ・責任者に提出し、選手証によりチェックを受けること。また、交代選手も忘れずに記入しておくこと。

神戸市社会人サッカー リーグ戦要綱

9	ユニフォーム	<p>(1) チームは、統一された濃淡異なる色のユニフォームを2着以上用意し、背番号は必ず付いている事(GKは別色)。違反のあった選手は当該ゲームには出場できないものとする。</p> <p>(2) シャツの色は、審判が通常着用する黒色と明確に判別できるものでなければならない。すなわち、黒・濃紺などを含む濃色は認めない。ただし、ショーツ・ストッキングのいずれか1種類に限っては、黒・濃紺などを含むものであってもよい。</p> <p>(3) その他は、原則として財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規定に準じる。</p> <p>(4) リーグ戦等のユニフォームの色は、運営会議で配布する日程表により調整する。</p>
10	選手数	キックオフ時1部は11名、2部は10名、3、4部は9名に満たないチームは棄権扱いとする。
11	選手交代	予めメンバー表に記載された交代要員の中から、GKを含めて7名まで随時主審の許可を得て交代出来る。
12	退場の処置	退場処分を受けた選手は自動的に次の試合は出場停止とし、以後の処置は神戸市サッカー協会規律委員会で決定する。
13	棄権の扱い	<p>(1) 不戦試合の得点は5 - 0とする。棄権2回を重ねたチームはリーグ戦より除名し以後の試合は行わない。この場合、それまでの戦績は抹消する。</p> <p>(2) 除名されたチームより次年度社会人リーグの申込みがあっても、その扱いについては、社会人委員会で決定する。不測の事態による棄権の扱いは、その都度社会人委員会で協議決定する。</p> <p>(3) 棄権したチームは、そのペナルティーとして¥5,000 - の反則金を課する。なお、反則金は年度当初の預り金より徴収するものとする。棄権したチームは次年度昇格出来ないものとする。</p>
14	勝点	勝 = 3点、分 = 1点、敗 = 0点、棄権敗 = - 3点
15	順位	<p>(1) 勝点、得失点差、得点で決定する。</p> <p>(2) 昇格、降格に関わる順位を決定する場合、勝ち点率を使用することがある。</p> <p style="text-align: center;">勝ち点率 = (実勝ち点) ÷ (総試合数 × 3)</p>
16	入替	<p>(1) 次年度の加盟状況をみて、ブロックのチーム数が1部は12チーム、2部・3部については、原則として10チームとなるように入替を行う。</p> <p>(2) 1部 2部 2部の各ブロック1位は自動昇格とする(1位のチームに棄権があった場合は、2位のチームとなる。以下同様)。 1部の下位3チーム(10~12位)は自動降格とする。 2部の各ブロック2位チームと1部の7位~9位チームの間で入替戦を行なう(2部2位チームの順位は勝ち点率 - 得失点差 - 得点で決める。ただし、2部の1位または2位チームに棄権負けがある場合には当該チームの入替戦は行なわない)。入替戦において、引き分けの場合は1部チームの残留とする。</p> <p>(3) 2部 3部 3部の各ブロック1位は自動昇格とする。 2部の各ブロック下位2チームは自動降格とする。</p>

神戸市社会人サッカー リーグ戦要綱

		<p>(4) 3部 4部 4部の各ブロック上位2チームは自動昇格とする。 3部の各ブロック最下位チームは自動降格とする。 上位ブロックにおいて登録抹消や次年度登録をしないチームが出た場合は、勝ち点率に基づき、4部の各ブロック3位以下のチームでも昇格することがある。</p> <p>(5) 県リーグへの昇格があった場合には、そのチーム数分1部から2部への降格チームを減らし、降格があった場合には、そのチーム数分2部への自動降格チーム数を増やす。</p> <p>(6) その他上記に当てはまらない事項が生じたときには、社会人委員会にて協議し、決定する。</p>
17	審判	<p>(1) 審判部より指名されたチームが行うが、無資格の者がその任に当たることは出来ない。</p> <p>(2) 各チームは資格のある登録審判員3名以上を持たなければ、リーグ加盟は認めない(新規加入チームは5名以上)。一度リーグ加盟が認められたチームであっても、前記条件を満たさないことが判明した場合、内容によっては登録抹消および以降の登録を受け付けられない場合がある。</p> <p>(3) 指名された審判員は、試合開始の15分前までに審判服(黒)に着替え、グラウンド当番または責任者に写真を貼付した審判証を提示し、打合せをする事(ただし、該当審判員が前の試合に出場している場合には、5分前までに着替え終わっていること)。指名された試合の審判を不履行の場合、当該チームのその日の試合は棄権扱いとする。</p> <p>(4) また、各審判員は、市協会が主催する研修会に必ず参加しなければならない。</p>
18	グラウンドスタッフ及び責任者	<p>グラウンドスタッフは、指名された者が必ずその任につき、試合会場の設営・進行撤収等の運営・管理をする。詳細については、別紙「グラウンドスタッフの役割」を参照のこと。グラウンド責任者は、社会人委員等があたり、グラウンドスタッフを補佐する。</p>
19	器物損傷及び負傷の取扱い	<p>試合中、練習中を問わず場内外の器物に損傷を与えたチームは、当該器物の弁済をすること。 負傷発生の処置は、当該チームが行い協会は一切の責任を負わない。</p>
20	運営会議	<p>社会人運営会議を毎月1回以上開催し、リーグ戦等組合せ配布、ユニフォーム等の調整・報告・連絡等のリーグに関する通達、その他の打合せを行うものとする。各チームは責任者を出席させなければならない。欠席、代理により生じた問題については、全てそのチームが責任を負う。(出席者は、必ず出席表に署名すること)協会の責による以外の後日の問い合わせには一切答えない。</p>

神戸市社会人サッカー リーグ戦要綱

21	付則	<p>(1) 1部の前期A, Bブロックの1位チームには都市リーグ決勝大会の出場権を与える。</p> <p>(2) 1部リーグ戦においては累積警告3枚で、次1試合出場停止とする。</p> <p>(3) 2部～4部は、累積警告2回で次1試合出場停止とする。なお、警告は翌年度および他の大会に持ち越さない。</p> <p>(4) 1部の累積警告は協会管理とするが、2部～4部については、各チームの自主管理に委ねる。</p> <p>(5) リーグ加盟については、必ずスポーツ安全協会傷害保険等の保険にチームとして加入すること。</p> <p>(6) 運営会議の欠席及び審判・当番の任務等を履行しなかった場合は、次年度のリーグ加盟を受け付けない場合がある。</p> <p>(7) 当該チームの責による第三者への損害やグラウンド使用の障害になるような事象が発生した場合、当該チームは損害賠償責任を負う。</p> <p>(8) また上記の場合、内容によっては登録抹消および以降の登録を受け付けない場合がある。</p> <p>上記以外の不測の事項については、社会人委員会で協議決定する。</p>
----	----	--